

————— JCR グリーンボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド予備評価結果を公表します。

## 株式会社レノバ 第1回無担保社債に対して予備評価 Green 1 を付与

評 価 対 象 : 株式会社レノバ 第1回無担保社債  
分 類 : 無担保社債  
発 行 額 : 未定  
利 率 : 未定  
発 行 日 : 未定  
償 還 日 : 未定  
償 還 方 法 : 満期一括償還  
資 金 使 途 : 風力発電事業の開発・建設に向けた各SPCへの投融資資金

### ＜グリーンボンド予備評価結果＞

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

### 第1章：評価の概要

株式会社レノバは、独立系再生可能エネルギーの発電、開発運営事業者。2000年にリサイクルワンとして設立（2013年に現在の称号に変更）、当初は環境・エネルギー分野での調査・コンサルティングを手掛けていたが、その後プラスチックリサイクル事業に参入、2012年に再生可能エネルギー事業に事業展開し、現在は再生可能エネルギー専業事業者として注力している。2017年に株式公開し、2018年に東証1部に上場。大規模太陽光、大型バイオマスなどの再エネ発電事業を開発・保有し、FIT（固定価格買取制度）を活用して売電収入を得るビジネスモデルで、案件の開拓から開発推進、資金調達、運営管理まで一貫して手掛ける点が特徴といえる。連結ベースでは発電所ごとに設立したSPCの集合体であり、当社は持株会社的な役割も担っている。

レノバでは、「自然と、あなたと、ともに未来へ」というコーポレートスローガンの下、再生可能エネルギー発電施設の開発、建設及び運営を行っている。また、「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する」という経営理念、「日本とアジアにおけるエネルギー変革の

リーディング・カンパニーとなること」というビジョンを有し、2030 年までに 1,000 万 t の CO<sub>2</sub>削減という SDGs コミットメントの達成に向けて、着実に実績を積み重ねている。

今般の評価対象は、レノバが発行する社債（本社債）である。本社債の発行代わり金は、レノバが開発中の洋上・陸上風力発電事業 3 件の開発・建設に向けた各 SPC への投融資資金である。新規投資とリファイナンスの割合は 1:1 程度の予定である。今回の資金使途の対象となる資産による CO<sub>2</sub> の年間削減量は、約数十万 t-CO<sub>2</sub> が見込まれているほか、レノバでは、今回の資金充当の対象となる風力発電事業 3 件について、環境影響評価等の実施により、想定される環境に対する負の影響を特定し、回避・緩和策を講じてきている。したがって、高い環境改善効果が期待できると想定している。

今回の資金充当の対象となった風力発電事業 3 件の選定については、グリーンボンド・フレームワークに定められたプロセスに従って評価・選定が行われ、レノバの財務・経営企画本部が選定し、執行役員 CFO にて決定された。適格事業の選定については、本フレームワークに定められたプロセスに従って評価・選定が行われ、レノバの財務・経営企画本部が選定し、取締役会にて決定される。グリーンボンドによって調達された資金の追跡管理および内部統制にかかる体制についても十分に構築されている。資金の充当状況および環境改善効果にかかるレポート内容についても適切なものとなっている。したがって、JCR は本社債について、調達資金に関する管理運営体制が確立されているとともに、投資家に対する透明性を有するものであると評価した。

この結果本社債について、JCR グリーンボンド評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」の予備評価を“g1”、「管理・運営・透明性評価」の予備評価を“m1”とした。これより「JCR グリーンボンド予備評価」を“Green 1”とした。評価結果については次章で詳述する。

本社債は、「グリーンボンド原則<sup>1</sup>」および環境省による「グリーンボンドガイドライン 2020 年版<sup>2</sup>」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

<sup>1</sup> ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2018 年版

<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

<sup>2</sup> 環境省 グリーンボンドガイドライン 2020 年版 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

## 第2章：各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

### 評価フェーズ1：グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本社債の資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1：グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### 資金使途の概要

###### a. プロジェクトの環境改善効果について

###### i. 資金使途の100%が風力発電事業への開発・建設資金であり、高いCO<sub>2</sub>削減効果が期待できる。

資金使途の候補となる対象資産は、下表に示した風力発電事業3件である。3件の風力発電事業すべてが商業運転開始前であり、開発推進中の事業である。各事業について、①秋田県由利本荘市沖の風力発電事業は、現在海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）の促進区域の指定プロセスの最終段階にある。本事業はレノバがリード出資をする秋田由利本荘洋上風力合同会社が事業主体となり、当該事業主体による環境影響評価準備書に対する経済産業大臣勧告は2020年6月24日付で発出されている。促進区域指定後の事業者公募プロセスを経て、事業者が選定される予定となっている。②熊本県天草郡苓北町の風力発電事業は環境影響評価法に基づく現地調査が完了しており、準備書届出に向けた関係者協議中である。今後、環境影響評価の手続き終了後に建設開始し、2024年度に完成を見込んでいる。③ベトナム・クアンチ省の風力発電事業は現在建設中であり、2021年度の商業運転開始を見込んでいる。レノバから取得した資料を確認した結果、CO<sub>2</sub>削減量に換算すると、前述の3事業合計で年間数十万t-CO<sub>2</sub>の削減効果が期待される。（事業の進捗等に鑑み、概数にて記載）

###### （各事業の概要）

###### ① 秋田県由利本荘市沖・洋上風力

事業名称	秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業（開発中）
所在地	秋田県由利本荘市沖
定格容量	約700MW（予定）
環境影響評価の状況	環境影響評価準備書に対する経済産業大臣勧告受領済
着工	未定
運転開始日	未定
特徴	・レノバがリード出資者であり、コスモエコパワー、JR東日本エネルギー開発、東北電力と共同で開発

② 熊本県苓北町・陸上風力

事業名称	苓北陸上風力事業（開発中）
所在地	熊本県天草郡苓北町
定格容量	約 50MW
開発の状況	環境影響評価準備書の作成中
着工	2022 年頃（予定）
運転開始日	2024 年頃（予定）
特徴	・レノバがフルスクラッチで開発を行う陸上風力事業

③ ベトナム クアンチ・陸上風力

事業名称	クアンチ陸上風力事業（開発中）
所在地	ベトナム クアンチ省
定格容量	3 発電所合計 144.0MW
着工	2020 年 5 月
運転開始日	2021 年 10 月（予定）
特徴	・2020 年 5 月ベトナムの電力事業会社 PCC1 が開発をリードする大規模陸上風力事業に参画（レノバの出資比率 40%） ・ベトナム政府の国家電力電源マスター・プラン承認済み ・ベトナムの FIT スキームに則った事業

国内事業である①秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業および②苓北陸上風力事業では、国の環境影響評価制度に基づきそれぞれ手続きを進めており、これまでのところ事業中止につながるような環境・社会に対するネガティブな事象は起こっていない。また、③クアンチ陸上風力事業では、ベトナムの制度に基づき環境影響調査は終了しており、事業中止につながるような環境・社会に対するネガティブな影響は現時点では発生しておらず、上記 3 事業の完成および環境改善効果の発現する蓋然性は高いと評価している。

ii. 資金使途は、「グリーンボンド原則」に定義されているグリーンプロジェクトのうち「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」に例示されているグリーンプロジェクトのうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

#### b. 環境に対する負の影響について

レノバは資金使途の対象となる事業を含める再生可能エネルギー発電事業の開発・建設・運営に際して、環境関連法令及び関連法令等の遵守を徹底し、社会倫理に適合した誠実な行動を取るために遵守すべき事項を定めたコンプライアンス憲章に従い行うこととしている。特に風力発電事業の実施に当たっては、地元住民の事業に対する合意を得ることが成功させるための必要な要素である。今回の資金充当の対象となっている事業についても、環境影響評価にあたっては周囲の環境、植生、渡り鳥、景観、騒音等に関する調査を行い、知事意見、大臣意見等で出された要請に対して対応しているほか、配慮すべき環境や周辺住民の範囲について自治体と相談し、事業の概要や環境・景観への影響等について詳細な説明会を行い、周辺住民との合意形成を慎重に進めている。

具体的には、①秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業では、景観・漁業・騒音・渡り鳥等への影響等につき住民から不安の声が挙がっていたが、環境影響評価における現地調査や、それに基づく数十回の住民説明会を行い、住民の理解促進に努めている。②苓北陸上風力事業では、事業開発の初期段階から地元関係者と密なコミュニケーションを取ることで、事業への理解を促進している。また、③

クアンチ陸上風力事業では、ベトナムでも有数の発電所建設業者と一緒に事業を進め、リスクの低減に努めているほか、ベトナム国内の環境影響評価に関する許認可は取得済みである。JCR はこれらのリスクに対する手当てについては、適切であると評価している。

### c. SDGs との整合性について

資金使途の対象は再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



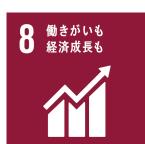
#### 目標 3：すべての人に健康と福祉を

**ターゲット 3.9.** 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



#### 目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.2.** 2030 年までに、世界のエネルギー믹스における再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



#### 目標 8：働きがいも経済成長も

**ターゲット 8.2.** 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



#### 目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

**ターゲット 9.1.** すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。

**ターゲット 9.4.** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



#### 目標 11：住み続けられる街づくりを

**ターゲット 11.3.** 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



#### 目標 12：つくる責任、つかう責任

**ターゲット 12.4.** 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



#### 目標 13：気候変動に具体的な対策を

**ターゲット 13.1.** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

## 評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかりと整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスにかかる妥当性および透明性

#### (1) 評価の視点

本項では、グリーンボンドを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a.目標

レノバは、グリーンボンドの発行を通じて、洋上・陸上風力発電事業の開発・建設を進めている。これは、レノバの「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し、枢要な社会的課題を解決する」というミッションと整合的であるとJCRでは評価している。また、レノバは「2030年までに累積で1,000万tのCO<sub>2</sub>を削減する」というSDGsコミットメントを掲げており、資金使途の対象となる再生可能エネルギー発電事業の開発を通じて、コミットメントへ寄与するものとなる。これより、グリーンボンドの発行はレノバが実現したい目標と整合的である。

##### b.選定基準

レノバが策定したグリーンボンド・フレームワークにおける適格クライテリアは、「国内外の再生可能エネルギー発電所・施設（太陽光発電、洋上・陸上風力発電、バイオマス発電、地熱発電）及び関連施設の開発、建設・設置、運営及び維持管理に関する支出」である。上記クライテリアは財務・経営企画本部において作成が行われ、取締役会に報告が行われる予定である。なお、JCRはレノバのグリーンボンド・フレームワークに「Green 1(F)」を付与している。

JCRは、レノバの選定基準について環境改善効果のある適切なものであると評価している。

##### c.プロセス

資金使途の対象となるプロジェクトは、専門部署と連携した上で、財務・経営企画本部が選定し、執行役員CFOにて決定される。JCRでは本社債の発行代わり金の資金使途の対象である風力発電事業3件について、上記選定基準およびプロセスに沿って決定されていることを確認している。JCRは当該選定プロセスにつき、専門部署及び経営陣が関与しており、適切であると評価している。

なお、上述の目標、選定基準、プロセスは、本評価レポートに記述されているほか、本社債発行時等に発行登録書類や発行登録追補書類などによって投資家に開示される予定である。これより、JCRでは投資家に対する透明性は確保されていると評価している。

## 2. 資金管理の妥当性および透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが想定されるが、グリーンボンドの発行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンボンドにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

評価対象の本社債の発行代わり金の資金使途は、本評価レポート内の評価フェーズ 1 に記載されている風力発電事業 3 件への開発・建設に向けた各 SPC への投融資資金に充当される予定であり、これ以外の目的に充当される予定はない。なお、新規とリファイナンスの割合は、1:1 程度の予定である。

レノバでは、グリーンボンド発行による調達資金について、スプレッドシートを準備し、全額が資金充当されるまで、半期ごとに財務・経営企画本部が調達資金の充当状況を管理する予定である。入出金時には、財務・経営企画本部が資金の出入りを確認し、スプレッドシートに記帳後、執行役員 CFO の承認が行われている。また、入出金の実務は経理部門が行い経理システム内の帳票との突合を四半期ごとに行って、整合性の確認を行っている。なお、出金後は、四半期ごとに経営会議および取締役会への報告が行われる予定である。

本社債により調達した資金の充当状況は、定期的に財務・経営企画本部によって確認されるほか、監査法人による会計監査の過程で確認がなされる予定である。したがって、内部統制および外部監査は適切に働くものと考えられる。

本社債の調達資金は、調達後 3 年以内に前述の風力発電事業 3 件への投資資金に充当される予定である。調達から充当までの間、未充当資金は現金または現金同等物で管理される。なお、本社債償還前に、資金使途の対象が資金使途の対象から外れるなどにより未充当資金が発生した場合には、速やかに代替となる再生可能エネルギー発電事業を選定し、当該事業の投資資金、もしくはそのリファイナンスに資金充当を行うことを JCR では確認している。

以上より、JCR はレノバの資金管理は妥当であり、投資家に対する開示も適切であると評価している。

### 3. レポーティング体制

#### (1) 評価の視点

本項では、グリーンボンド発行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンボンド発行時点において評価する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### a. 資金の充当状況に係るレポーティング

本社債により調達した資金は、評価フェーズ 1 にて記載した風力発電事業 3 件の投資資金に充当される。なお、調達から充当までは 3 年以内を予定しており、未充当資金は現金および現金等価物同等物にて管理される。資金充当を行った 3 つの事業に調達資金が全額充当されるまで、投資家に対して資金の充当状況及び事業の進捗状況を年次で、大幅な変更がある場合は適時にウェブサイトで開示することが予定されている。グリーンボンドの対象となりうる事業については、自社で保有し運営することを原則としているが、万が一対象資産が資金充当後、滅失・毀損等により資金使途の対象ではなくなった場合には、レノバのウェブサイトで当該事象について開示したうえで、代替となる適格プロジェクトに再充当する予定である。

##### b. 環境改善効果に係るレポーティング

レノバは、グリーンボンドの対象資産によるインパクト指標としてフレームワークで定めた年間 GHG 削減量、年間発電量を、ウェブサイト上で年に 1 回更新する予定である。本社債の発行に伴っては、実務上可能な範囲において年間発電量及び GHG 削減量の推定値を開示予定である。なお、レノバはグリーンボンド償還までの間、レポーティングの状況の正確性について JCR の第三者レビューを受ける予定である。

JCR では、上記レポーティングについて、資金の充当状況および環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

## 4. 組織の環境への取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンド発行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

レノバは、「自然と、あなたと、ともに未来へ」をコーポレートスローガンとして、再生可能エネルギー発電施設の開発、建設及び運営を行っている。コーポレートスローガンには、再生可能エネルギー発電施設の開発、建設の過程で人々が暮らす環境に十分配慮することにより、自然から受ける恩恵を引き出し、さらにそれを次の世代へつなげていき、再生可能エネルギーとともに豊かな暮らしを送ることを目指すと謳われている。

経営理念として「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し枢要な社会的課題を解決する」、ビジョンとして「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディングとなること」を挙げており、気候変動や CO<sub>2</sub> 排出、環境保全への問題へ積極的に取り組むことで、企業価値の向上も実現していく姿勢を示している。



レノバは SDGs コミットメントとして、2030 年までに 1,000 万 t の CO<sub>2</sub> の削減を掲げており、2020 年 5 月末現在で、330MW（設備容量ベース）以上の再生可能エネルギー発電事業（太陽光発電およびバイオマス発電）を全国で運営している。建設中の案件として、太陽光発電、バイオマス発電を含め合計 361MW の事業を有しており、コミットメントの達成に向けて着実に実績を重ねている。レノバでは、創業事業である環境コンサルタントから、一貫して環境事業を行ってきたという経緯もあり、豊富な知見を活かし、可能な限り幅広い再生可能エネルギーの開発に携わっていきたいという思いが強く共有されている。建設中または開発中の事業の中には、太陽光発電事業、バイオマス発電事業の他、海上・陸上風力発電事業、地熱発電事業も含まれており、海外も含めた幅広い地域での多様な電源構成によって、国内外における再生可能エネルギーの比率の上昇に貢献することとなる。また、この他に、再生可能エネルギー発電事業の運営を通じて発生する雇用や事業機会の創出による地方創生への

貢献、自社の発電事業を使って学生に対して再生可能エネルギーにかかる教育の機会の提供などを行い、SDGs の目標達成に資する取組を推進している。

再生可能エネルギーに関しては、開発、建設、運営の各段階において、専門知識を有する部署があり、法令や制度の状況の把握から、環境への配慮に関する最新の技術の導入、適切な運営体制が構築され、全方位的に環境面・社会面に配慮できるよう体制が整えられている。ESG 全般に関しては、広報・IR チームが専門部署として、ステークホルダーとの対話をを行い、レノバの事業運営に生かしている。

以上から、JCR ではレノバの経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する部署によってグリーンボンド調達方針・プロセス、グリーンプロジェクト選定基準等が明確に位置づけられていると評価している。

### ■評価結果

本社債について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」の予備評価を“g1”、「管理・運営・透明性評価」の予備評価を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンボンド予備評価」を“Green 1”とした。本社債は、グリーンボンド原則および環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

### ■評価対象

発行体：株式会社レノバ（証券コード：9519）

#### 【新規】

対象	発行額	発行日	償還日	利率	予備評価
第1回無担保社債	未定	未定	未定	未定	JCR グリーンボンド評価 : Green1 グリーン性評価 : g1 管理・運営・透明性評価 : m1

(担当) 菊池 理恵子・梶原 康佑

## 本件グリーンボンド評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンボンド評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンボンド評価は、評価対象であるグリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンボンドで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドの発行計画時点または発行時点における資金の充当等の計画又は状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンボンドの発行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはできません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンボンド評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンボンド評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したもので、ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報があらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものではありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

### ■用語解説

**JCR グリーンボンド評価：**グリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーン事業に充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したもので、評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

### ■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) 外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官(格付)第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、プローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官(格付)第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル